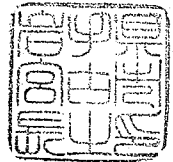


宮古市告示第 203 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 2 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

宮古市臨港通、光岸地、宮古乙第一地割、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、田老字荒谷、田老字川向、田老字田中、田老字小林、田老字田の沢、田老字館が森、田老字ケラスの各一部（区域は別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

宮古都市計画用途地域の変更（宮古市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後 退 距離の 限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考 (%)
第一種低層 住居専用地域	約 72 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 79 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10 m	
小 計	約 151 ha	—	—	—	—		15.7
第二種低層 住居専用地域	約 3.4 ha	8/10以下	4/10以下	—	—	10 m	0.4
第一種中高層 住居専用地域	約 167 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.3
第二種中高層 住居専用地域	約 24 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.5
第一種 住居地域	約 260 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	26.9
第二種 住居地域	約 9.4 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.0
近隣商業地域	約 33 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.4
商業地域	約 48 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	5.0
準工業地域	約 148 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	15.3
工業専用地域	約 121 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	12.5
合 計	約 965 ha						100.0

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業による市街地復興を行う地区において、「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」及び土地区画整理事業の土地利用計画と整合を図り、適正な土地利用を誘導するため、本案のとおり用途地域を変更する。

変 更 理 由 書

宮古市は東日本大震災により甚大な被害を受け、震災からの復興に向けて「宮古市東日本大震災復興計画」を策定し、復興に向けた取り組みを推進しているところである。

この度、鍬ヶ崎・光岸地地区及び田老地区については土地区画整理事業による市街地復興が行われることから、「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」及び土地区画整理事業の土地利用計画と整合を図り、適正な土地利用を誘導するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。